

三鷹市ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）よくある質問

令和6年6月1日

No.	区分	質 問	回 答
1	基本事項	いつから申請できますか。	令和6年7月からの利用開始、申請受付開始を予定しております。
2	基本事項	事前に市への登録は必要ですか。	市への事前登録は不要です。東京都認定のベビーシッター事業者に直接申し込んで、ご利用いただき、利用料のお支払いが終わった後に市に申請してください。
3	基本事項	どのような理由で利用できますか。	日常生活上の突発的な事情や社会参加（保護者の残業や病気、自己実現、リフレッシュ、学校行事）などで、一時的に保育を必要とする方が利用できます。また、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。
4	基本事項	日常生活上突発的な事情等とは何ですか。	冠婚葬祭、学校行事、社会参加、サークル活動、趣味の時間など幅広い理由が対象となります。
5	基本事項	共同保育とは何ですか。	保護者とベビーシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図ります。なお、保護者とベビーシッター事業者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。
6	対象	対象となる児童の年齢はいつまでですか。	0歳から満9歳に達する年度の末日までご利用いただけます。乳児でもベビーシッター事業者が対応可能であれば補助の対象となります。
7	対象	保育園や幼稚園などに入園していても対象ですか。	保育園や幼稚園などの保育施設に入園していても対象となります。
8	対象	保育の必要性を有していませんが対象になりますか。	保育認定の有無に関わらず対象となります。
9	対象	育休中や在宅勤務の場合でも、対象になりますか。	対象になります。保護者の就労状況に関係なく対象となります。
10	対象	実家が三鷹市にあり里帰りする場合、対象になりますか。	三鷹市に住民登録があることが要件のため、住民票が三鷹市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、ベビーシッター利用時に、三鷹市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
11	対象	子どもの住民票が三鷹市にない場合、対象になりますか。	住民票が三鷹市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、ベビーシッター利用時に、三鷹市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
12	対象	母と子は市外へ住所を移した一方、父は三鷹市に住所があります。父が申請者の場合、補助申請は可能ですか。	子どもの住民票が三鷹市にない場合は対象外です。本事業の対象者は、ベビーシッター利用時に、三鷹市に住民登録がある児童とともに市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。
13	利用方法	ベビーシッターの利用時に保護者は不在でも構わないですか。	保護者は不在で構いません。（共同保育の場合は保護者も一緒に保育することが必要です。）
14	利用方法	保育の実施方法に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹で利用したい場合、保護者が必ず在宅しなければならないのでしょうか。	保護者が不在の場合は、児童1人につき1人のベビーシッターを依頼することで利用可能です。2人の児童を保育する場合は、2人のベビーシッターを依頼するか、保護者との共同保育である必要があります。児童ごとに利用内訳表へ記載してください。ただし、2人の児童のうち、1人が小学生で、ベビーシッター事業者の同意が得られれば、1人のベビーシッターでも構いません。

No.	区分	質問	回答
15	利用方法	未就学の兄弟姉妹で利用する場合、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか。	未就学の児童の場合には、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります。共同保育を利用する場合は、1人のベビーシッターで兄弟姉妹の保育が可能です。ただし、事業者によっては、共同保育の依頼を受付けていない事業者がありますので、詳しくは事業者へお問い合わせください。
16	利用方法	小学生の児童でも同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか。	小学生の兄弟姉妹を保育する場合であって、かつ、保護者の方とベビーシッター事業者が同意しているときは、ベビーシッター1人であっても、兄弟姉妹の保育が可能です。ただし未就学児の兄弟姉妹が複数いる場合は、未就学児の人数と同数のベビーシッターを依頼してください。 【例】未就学児1人+小学生1人=ベビーシッター1人 未就学児2人+小学生1人=ベビーシッター2人 小学生2人 =ベビーシッター1人
17	期間	対象となる利用日、利用時間帯はいつになりますか。	毎日、24時間365日、日曜、祝日、年末年始も補助対象になります。なお、1時間未満の利用は対象外です。
18	期間	補助の対象となる期間は、いつからいつまでですか。	令和6年度は、令和6年7月1日～令和7年3月31日の利用分が対象です。
19	上限時間	利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。	同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。
20	上限時間	1か月当たりの利用上限はありますか。	月当たりの利用上限はありません。 児童一人当たり1年度内144時間が上限になります。(未就学の多胎児の場合は、児童一人当たり年288時間) ※年度途中で転入された場合、以前の市区での利用分を通算します。
21	補助金額	補助金額はいくらですか。	補助金額の上限は以下のとおりです。 ・日中利用（7時～22時）：1時間当たり2,500円（税込）まで ・夜間利用（22時～翌7時）：1時間当たり3,500円（税込）まで
22	補助金額	生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした、費用の全額補助の仕組みはありますか。	全額補助の仕組みはありません。補助金額は、所得に関わらず上限額までとなります。
23	利用料	補助対象となるのは純然たる保育サービス提供対価のみとありますが、保育に付随する料金もすべて対象外でしょうか。	【対象となるもの】保育に係る基本料金のほか、夜間割増、祝休日割増、0歳児保育加算、沐浴加算など、一般的な保育サービスを受けた際に発生する加算料金 【対象外のもの】入会金、会費（※対象となる場合あり。No24参照）、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費
24	利用料	会費の一部が利用料金に含まれる料金体系となっていますが、補助対象となりますか。	保育サービスを利用した場合は、補助の対象となります。例えば、月会費制で、1回目の料金が会費の中に含まれる場合は、保育サービスを利用したことが分かる利用明細書等と合わせて、該当月の月会費の明細書、領収書等をご提出ください。保育サービスを利用していない場合は、補助の対象外となります。
25	利用料	保育と家事援助を同時に依頼を依頼した場合、補助対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。一方で、ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の時間のみ補助対象となります。
26	利用料	クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか。	クーポン・福利厚生などによる割引やほかに助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が補助対象となります。
27	利用料	早朝や夜間、休日の加算料金は補助対象となりますか。	純然たる保育サービスに該当すれば補助対象となります。利用料金の内訳が分かる書類を添付してください。

No.	区分	質問	回答
28	利用料	対象の利用料は「純然たる保育サービス提供単価」とありますが、保育の対象児童の送迎は補助対象となりますか。	保育に付随する送迎は補助対象となりますが、送迎のみの場合は対象外です。
29	利用料	自宅以外で保育をお願いした場合も、補助の対象になりますか。	本事業では、預かり場所の制限は設けていません。契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育も補助対象となります。
30	利用料	交通費は補助の対象になりますか。	対象外です。
31	事業者	どの事業者を使えばいいのでしょうか。	東京都福祉局のホームページ（「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」）に記載の事業者の中から選んでご利用ください。
32	事業者	市が事業者を紹介してくれるのでしょうか。	市が特定の事業者を紹介することはありません。認定事業者のホームページ等をご覧の上で、お選びください。
33	利用の流れ	事業者と契約する際に、注意すべき点はありますか。	①契約前に厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページ）をご確認ください。 ②契約する際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ず申し出てください。
34	利用の流れ	全額自費でベビーシッターを利用し、途中で当該事業があることに気づいたのですが、その時点で補助を活用したいと申し出た場合、どこまでが補助対象となりますか。	認定事業者を利用し、従事したベビーシッターが補助要件を満たす者であり、事業者から必要書類の発行が受けられれば、補助することができます。詳しくは事業者へお問い合わせください。ただし、事業者のすべてのシッターが補助要件を満たしている訳ではないので、必ず利用前に事業者に申し出てください。
35	利用の流れ	従事するベビーシッターが、補助対象となるベビーシッターの要件を満たすのか知ることはできますか。また、対象のベビーシッターはどのような資格・経験を有していますか。	対象となるベビーシッターかどうかは、事業者へ直接お問い合わせください。また、対象となるベビーシッターは、東京都が定める要件（研修受講、保育経験、資格保有等）を満たしている方になります。
36	補助金の交付申請	申請時期はいつまでですか。	四半期（3か月）ごとに申請期限を設けていますので、必ず各期別の申請期限までに申請書類を提出してください。（具体的な申請期限の年月日はホームページ等でご確認ください。） 各期別の申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けられません。
37	補助金の交付申請	申請する年度は、利用日の属する年度か、利用料金の支払い日の属する年度どちらですか。	利用日の属する年度で申請してください。
38	補助金の交付申請	申請書類の提出先・提出方法はどのようになっていますか。	【提出先】 ①子ども家庭支援センターのびのびひろば （〒181-0013 三鷹市下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ3階） ・受付時間：平日 9:00～17:00 ②子ども家庭支援センターりぼん （三鷹市下連雀9-11-7 三鷹市教育センター2階） ・受付時間：平日 8:30～17:00 【提出方法】 (1) 窓口持参：上記の①又は②の窓口へ持参 (2) 郵送：上記の①へ郵送 ※申請内容についてお問い合わせをする場合もありますので、申請書類の控えをお手元に残していただくようお願いします。
39	補助金の交付申請	補助金の交付はいつ頃受けられますか。	補助金のお支払いは、各期の申請期限の日より約1か月～1か月半程度のお時間がかかります（申請書類に不備がないことが前提）。 ※お振り込み時期に交付決定通知書を郵送いたします。

No.	区分	質問	回答
40	補助金の 交付申請	補助金申請書兼請求書の氏名は、領収書の氏名と異なってもよいですか。	補助金申請書兼請求書の申請者の氏名は、領収書の氏名と同一としてください。ベビーシッターの利用者、補助金交付申請者・振込口座名義、領収書の氏名は、同じ方である必要があります。
41	補助金の 交付申請	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、事後に交付を受ければ申請できますか。	要件証明書は、利用時に交付を受けてください。発行日が、利用日当日以前の日付であることを必ず確認してください。
42	補助金の 交付申請	前回の申請時と同様にベビーシッターを利用した場合、改めて「ベビーシッター要件証明書」を提出する必要がありますか。	要件証明書は、前回申請時に提出済みであっても、申請ごとに提出してください。
43	補助金の 交付申請	要件証明書は、ベビーシッター全員分必要ですか。	異なるベビーシッターを利用した場合、全員分の要件証明書が必要になります。
44	その他	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税となります。
45	その他	この事業はいつまで継続予定ですか。	この事業は、東京都の制度を活用しています。今後、制度が見直された場合等、事業内容に変更が生じる可能性があります。
46	その他	利用に当たっての注意点はありますか。	本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページ）をご確認ください。